

第 5 4 号議案

中野区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和元年 6 月 2 5 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、災害援護資金の利率に係る規定等を改める必要がある。

## 中野区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

中野区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年中野区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第15条 援護資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより、保証人を立てることができる。

2 援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第21条の違約金を包含するものとする。

第16条中「保証人をたてて」を削る。

第17条第1項ただし書中「据置期間」を「、据置期間」に改め、同条第2項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同項ただし書中「いつでも繰上償還する」を「、いつでも繰上償還をする」に改める。

第21条中「年10.75パーセント」を「年5パーセント」に改める。

付則第2項中「。以下「平成23年特別令」という。」を削り、「第15条」を「第15条第2項」に改め、「年3パーセント」の次に「以内で規則で定める率」を加え、「（保証人を立てる場合にあっては年零パーセント）」を削る。

付則第3項中「保証人及び」を削り、「第16条及び第18条に」を「第18条の」に改め、「平成23年特別令第14条第7項及び」

を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条、第16条、第17条第2項、第21条並びに付則第2項及び第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。